

給与の種類	支給条件		支給日	備考												
	支給対象者	支給率又は支給額														
11期末手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 基準日 { 6月1日 12月1日	(給料+扶養手当) × (在職期間率) × (次の率) → 110/100 → 220/100	6月15日 12月5日	40 9 1改正												
12勤勉手当	基準日に在職する職員および基準日前1月以内に退職または死亡した職員 基準日 { 6月1日 12月1日 3月1日	(給料) × (勤務期間率) 勤務期間率は給料および扶養手当の合計額に次の割合を乗じた額の範囲内で期間に応じそのつど定める。 → 30/100 → 30/100 → 40/100	6月15日 12月5日 3月15日	40 9. 1改正												
13寒冷地手当 (定率額)	寒冷地の級別に応じ、支給日に在職する職員 ただし支給日付をもって退職したものについては支給しない	定率額 = (給料+扶養手当) × 次の率 5級地 85% 4 " 65% 3 " 50 2 " 35 2 " 20	8月31日													
(付加定額)	寒冷地の級別区分が4級地および5級地である地域に在勤する職員	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>5級地</td> <td>4級地</td> </tr> <tr> <td>世帯主</td> <td>8,600円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>準世帯主</td> <td>5,740円</td> <td>2,870円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,870円</td> <td>1,440円</td> </tr> </table>		5級地	4級地	世帯主	8,600円	4,300円	準世帯主	5,740円	2,870円	その他	2,870円	1,440円		
	5級地	4級地														
世帯主	8,600円	4,300円														
準世帯主	5,740円	2,870円														
その他	2,870円	1,440円														
14定期制通信教育手当	定時制または通信制の課程を本務とする教員および当該課程を置く学校の校長 (1) 校長 (2) 副校長および主事 (3) 教員および実習助手	→ 給料月額 × 5% → " × 5% → " × 7%	給料の支給日	40. 10 改正												
15産業教育手当	農業、工業または水産の課程を置く高等学校において当該教諭または助教諭の免許状を有して当該課程の教科を担当する教員または実習助手 (給料の特別調整額の支給を受ける教員を除く)	給料月額 × 7% ただし定時制通信教育手当の支給を受けるものにはあっては給料月額 × 3%	同上													

6 わたり昇格基準表 (昭和40年10月1日適用)

行政職給料表

②医療職(二)

対象職員	主事補又は技師補相当職員	主事又は技師相当職員		係長相当職員	課長補佐相当職員	栄養士相当職員
わたり昇格	7 → 6	6 → 5	5 → 4	5 → 4	4 → 3	4 → 3
資格	7～10で、12月を満了するとき	6～9で12月を満了するとき	①5～11で、12月を満了するとき及びそれ以後において ②史員在職10年以上	5～10で12月を満了するとき又は ①5～8で12月を満了するとき及びそれ以後において ②係長級在職3年以上	④4～12で12月を満了するとき及びそれ以後において ②課長補佐級在職4年以上	4～12で、12月を満了するとき

注 「7→6」とは「7等級から6等級へ」を「7～10」とは「7等級10号給」を示す。

事務職給料表については、行政職給料表の「主事又は技師相当職員」の欄を準用する。